

令和4年3月30日

株式会社 W-ENDLESS 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

[連絡先] 蔵大介法律事務所

弁護士 木村基之

〒920-0912 金沢市大手町7-23

TEL : 076-234-5830 FAX : 076-234-5831

## 申入れ終了のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人から令和3年3月19日付で申入書を送付し、また11月12日付で督促書を送付したところではありますが、今日に至るまでご返答を頂けておりません。

一方で、貴社の商品である「すっきり麹酵素プレミアム」を取り扱うWebサイト<sup>1</sup>([https://marte.shop/lp?u=kjk\\_00\\_mrt\\_official](https://marte.shop/lp?u=kjk_00_mrt_official))が削除されていることを、当法人において確認いたしました。従いまして、申入書において言及した消費者契約法等の違反は解消されたものと判断し、本件に関する貴社に対する申入れは、これをもって終了させていただくこととしましたので、ご通知いたします。

もともと、適格消費者団体からの申入れを一切無視し、誠意ある対応がなされなかったことは、誠に遺憾です。

---

<sup>1</sup> 当該Webサイトは、貴社のWebサイト (<https://www.w-endless.co.jp/>) と直接リンクされておりました。

当法人は、今後も消費者の権利確立をめざして、消費者被害の調査、情報提供等を行うとともに、事業者の消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動等を行っていく所存です。今後、貴社の事業活動において消費者契約法等の違反が確認された場合には、その是正を求めて改めて申入れ等をさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

以 上